

# 乙部中学校の部活動の基本的な方針について

乙部町立乙部中学校

北海道教育委員会による「北海道の部活動の在り方に関する方針」（令和5年3月改訂）を受けて、乙部中学校では檜山管内中学校と連携を図り、休業日設定を次のような取り扱いとします。

## 1. 部活動の適切な休業日等の設定

※基本的には「北海道の部活動の在り方に関する方針」及び

乙部町の「部活動の在り方に関する方針」に準じることとする。

- (1) 学期中は週あたり2日以上 of 休業日を設けることとする。  
○平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（学校行事等による振替休日を含む）は少なくとも1日以上になる。
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休養日は3時間程度とする。  
ただし、移動時間は含めない。
- (3) 練習試合などについては、1日の活動時間を超えない範囲で計画する。
- (4) 大会参加等で週末の両日に活動した場合、代替えの休養日を1日原則直近の週末または祝日に設ける。週末を含む3連休（ゴールデンウィークを除く）の場合は、そのうち1日を休養日とする。  
ただし、週末の両日（3連休中の2日間）に3時間程度を超える活動ができるのは大会参加のみとする。

## 2. 令和6年度のゴールデンウィークの対応について（次の点の申し合わせにより対応します。）

◎4月27日（土）～5月6日（月）までの間で、平日1日と週休・祝日4日の合計5日以上 of 休養日を設けることとする。

## 3. その他

- (1) 合同部活動についても例外は認めません。
- (2) 長期休業中は、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。学校閉庁日設定期間は休養日とし、また、週末の活動については大会参加等を除き行わない。
- (3) 生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、参加する大会等の回数を精選し、参加する大会等を精査するものとする。